

宇都宮市における「介護予防・日常生活支援総合事業」の内容について

◎ 趣旨

本市における「介護予防・日常生活支援総合事業」の内容について協議するもの

I 本市における総合事業の取組について

高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向け、本市では、次の考え方のもと「介護予防・日常生活支援総合事業」に取り組む。

【総合事業により目指す姿】・・・別紙 1-1, 1-2, 1-3, 2

要支援認定者等に対し、従来の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスを提供するとともに、ボランティアなどによる多様な支援や一般介護予防事業の充実を図りながら、高齢者自身が社会における役割を見だし、生きがいを持って活躍することができる機会を増やし、支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、多様で柔軟な生活支援の提供や住民主体の活動の充実に繋がる「地域での介護予防」の推進を目指す。

II 総合事業の構成、サービス内容等

1 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）

(1) 目的

高齢者自身が必要なサービスや支援を選択し利用しながら、自ら健康の保持・増進に取り組むことができるよう、介護予防サービスや多様な主体による生活支援サービスを提供する。

(2) 対象者

- ・ 要支援認定を受けた者
- ・ 基本チェックリスト該当者（事業対象者）

※ 基本チェックリストについて・・・別紙 3

- ・ 基本チェックリストについては、国のガイドラインにおいて、要支援者等が介護予防・生活支援サービスのみを利用する場合には、地域包括支援センターや市町村窓口において要介護認定等を省略し「基本チェックリスト」を用いて事業対象者とすることで、迅速なサービスの利用を可能としている。
- ・ このため、本市では、国のガイドラインを踏まえ、申請者本人の希望や状況の把握、一般介護予防事業の案内、事業該当時の迅速なケアマネジメントに繋がるよう、介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センターにおいて「基本チェックリスト」を実施する。

(3) サービス内容

ア 訪問型サービス・・・別紙4

- ① 訪問介護（現行の訪問介護相当）
専門職である訪問介護員による身体介護，生活援助を提供
- ② 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
事業対象者等の自立した生活の維持を目的に，「介護従事者」や「一定の研修を受けた者」が，掃除や買い物など日常必要となる生活援助を提供
- ③ 訪問型サービスB（住民主体による支援）
高齢者等が地域の人と交流することで仲間づくりや地域活動への参加に繋げることを目的に，住民主体の自主活動として行われる生活援助等の取組を支援
- ④ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
保健師等の専門職が，事業対象者等を訪問し，生活面や健康面の指導を短期間・集中的に行い，居宅での生活機能の改善を図る。

イ 通所型サービス・・・別紙5

- ① 通所介護（現行の通所介護相当）
生活機能の向上のための機能訓練など，通所介護と同様のサービスを提供
- ② 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
事業対象者等が地域の人との交流を通して「仲間づくり，生きがい，出番・役割づくり」などに繋がるよう，運動の場や簡易なミニデイサービスを提供
- ③ 通所型サービスB（住民主体による支援）
住民主体の自主活動として行われる体操・運動活動や趣味活動などを通じた「居場所」や「通いの場」などの取組を支援する。
- ④ 通所型サービスC（短期集中予防サービス）
保健師等の専門職が短期間・集中的に関わることにより，生活面や身体面の改善が図られるよう，生活機能改善のための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを提供

ウ その他の生活支援サービス

- ・ 配食サービス

2 一般介護予防事業

(1) 目的

高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防に関する普及啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援などを行う。

(2) 対象者

第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者
(住民主体の通いの場に65歳未満の住民が参加し、ともに介護予防に取り組むことを妨げるものではない。)

(3) 事業内容

ア 介護予防に繋げる必要性の高い高齢者の把握

地域包括支援センターの総合相談支援業務や、民生委員等の地域住民からの情報提供などにより、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、早期に介護予防に繋げる。

イ 介護予防の普及啓発

- ・ 運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室の開催
(はつらつ教室、いきいき健康教室、健康教育等)
- ・ パンフレット等の作成・配布、有識者等による講演会の開催 など

ウ 地域における介護予防活動の支援

介護予防教室の参加者等が、自主的な活動を継続できるよう支援するなど、地域における介護予防活動を推進する。

エ 介護予防事業の評価

総合事業について評価し、その評価結果に基づき事業改善を図るほか、介護予防普及啓発事業を活用しながら、住民への情報提供に努める。

オ 地域におけるリハビリテーション活動の支援

地域包括支援センターと連携し、リハビリテーションに関する専門的知見を有する作業療法士などを、住民主体の通いの場などに派遣し、技術的な助言やケアマネジメント支援を行うことにより、地域における介護予防の活動を支援する。

Ⅲ 介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センターが利用者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものであり、本市では、総合事業においても、引き続き、利用者が地域において自立した日常生活を送れるよう支援するものとして、国が示すケアマネジメント類型のうち、従来の介護予防支援に相当する「ケアマネジメントA」を基本に実施するものとする。

Ⅳ 総合事業の充実に向けた取組について

1 多様なサービスの担い手育成に向けた取組

- ・ 総合事業では、既存の介護事業所による既存のサービスに加え、ボランティア団体などが要支援者等に対し、生活支援サービスの提供を可能としているが、国のガイドラインでは、サービスの提供主体となるボランティアに関して、一定の知識を有していることが望ましいとしており、市町村が主体的にボランティア等に対する研修を実施できるよう、地域支援事業のなかに、新たに「生活支援体制整備事業」を位置付けたところである。
- ・ このため、本市においては「生活支援体制整備事業」を活用し、元気な高齢者をはじめとする市民等がボランティアとして参加し、生活支援や介護サービスの担い手として活躍できるよう研修などに取り組む。

2 協議体について・・・別紙6

- ・ 協議体については、国のガイドラインにおいて、多様な主体が参画し、生活支援等サービスの体制整備に向けた「企画・立案・方針策定」「情報交換」や、「地域ニーズ・既存の地域資源の把握」「地域づくりにおける意識の統一を図る場」などの役割が位置付けられている。
- ・ このため、本市では、国のガイドラインの考え方を踏まえ、高齢者福祉に関する政策提言が可能な会議体である「社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」が、第1層の「協議体」としての役割を担うものとし、また、第2層の協議体については、地域包括支援センターが開催運営する既存の会議が役割を担うことを検討する。

3 生活支援コーディネーターについて

- ・ 生活支援コーディネーターは、地域で得た情報を地域包括支援センター等と共有し、既存事業の見直しや新たな施策の検討に繋げていくことや、地域における潜在的な意欲を見つけ出し、実際の活動へと発展させるきっかけを作るなど、市内における地域活動への支援が可能な者を配置する必要がある。
- ・ 生活支援コーディネーターについては、国のガイドラインにおいて「協議体」において選定することとされている。

V 今後のスケジュール

平成28年	6月	宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
		※ 総合事業の実施に係る基準等について
	8月	本市の総合事業実施内容の決定
	9月～	市民周知，事業者説明会・研修会，事業者指定等の実施
	12月～	サービス移行調整・事業実施準備
平成29年	4月～	総合事業の実施